

使用貸借 H19-13-2 «#371»

【問】正誤をつけよ。

Aが所有者として登記されている甲土地上に、Bが所有者として登記されている乙建物があり、CがAから甲土地を購入した。BがAとの間で甲土地の使用貸借契約を締結していた場合には、Cは、Bに対して建物を収去して土地を明け渡すよう請求できる。

【答え】正しい

«ポイント1»

- **借地権** 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。（借々法 2 条 1 号）
⇒ 使用借権（使用貸借）について、借地借家法の適用はない

«ポイント2» 使用借権

- ・民法使用借権について、第三者対抗力がない
⇒ 目的物の新所有者に対抗できない

なお、不動産登記法上、使用借権については、登記することができない